

財政健全化法に基づく上島町の「健全化判断比率等」について公表します

平成20年度の決算に基づき、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」の規定による健全化判断比率等(財政指標)を算定し、次のとおり算定結果(暫定値)がまとまりました。

そこで、財政健全化法の規定に基づき、健全化判断比率等をお知らせします。(地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による公表)

1 財政指標算定結果の概要

① 町財政の早期健全化・再生に関する指標

健全化判断比率は、いずれも「早期健全化基準」に該当しませんでした。

	上島町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—% (—%)	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	—% (—%)	20.00%	40.00%
実質公債費比率	13.7% (14.5%)	25.0%	35.0%
将来負担比率	62.6% (80.7%)	350.0%	

(注1) 「—%」は該当がないことを表す。

(注2) ()は前年度の比率。

② 公営企業の経営健全化に関する指標

各公営企業会計における資金不足比率は、資金不足を生じた公営企業はないため、「経営健全化基準」に該当しませんでした。

2 町財政の早期健全化・再生に関する指標(健全化判断比率)について

① 実質赤字比率

該当なし【早期健全化基準: 15.00%】

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(人口、面積等から算定する該当団体の標準的な一般財源の規模)に対する比率であり、これが生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要があります。

なお、20年度の上島町の一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は該当ありません。

② 連結実質赤字比率

該当なし【早期健全化基準: 20.00%】

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

なお、平成20年度の上島町の全会計において実質赤字及び資金不足はいずれも生じておらず、連結赤字比率は該当ありません。

③ 実質公債費比率

13.7% (H19:14.5%) 【早期健全化基準:25.0%】

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率(過去3カ年の平均)であり、18.0%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

今年度の比率は、公債費の減少などにより前年度に比べ0.8ポイント改善しました。

また、上島町の13.7%という比率は、愛媛県20市町中の4位という順位でした。

④ 将来負担比率

62.6% (H19:80.7%) 【早期健全化基準:350.0%】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

これらの比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

なお、上島町の62.6%という比率は、愛媛県20市町中の4位という順位でした。

3 公営企業の経営健全化に関する指標(資金不足比率)について

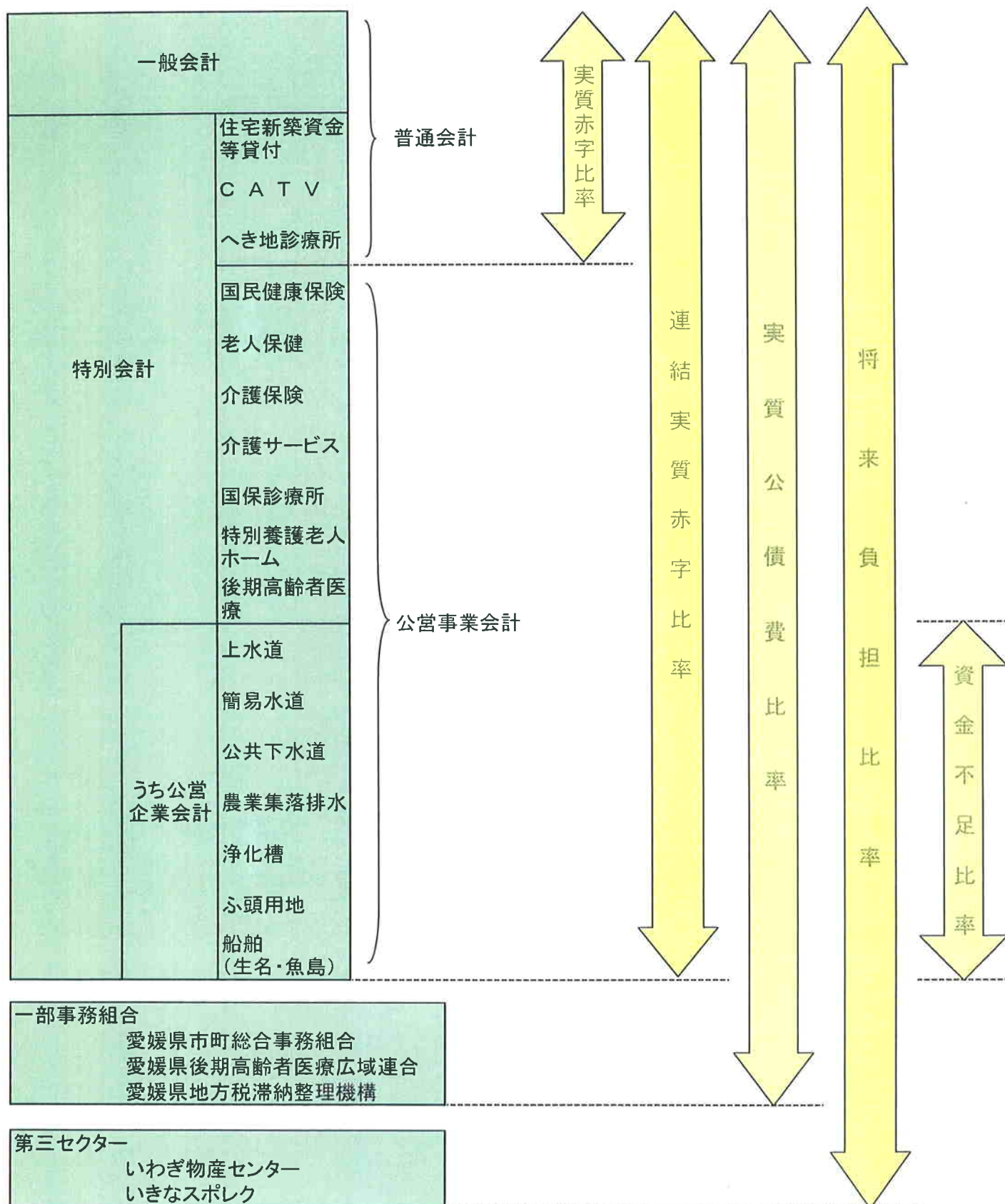
資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準(20%)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

平成20年度においては、下表のとおり資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当ありません。

会計名	事業の規模①(千円)	資金不足額②(千円)	資金不足比率②/①(%)
上水道事業会計	197,735	—	—
簡易水道事業会計	5,769	—	—
公共下水道事業会計	52,946	—	—
農業集落排水事業会計	9,934	—	—
浄化槽事業会計	2,680	—	—
ふ頭用地整備事業会計	2,508	—	—
船舶(生名・魚島)事業会計	143,678	—	—

(注)「—」は該当がないことを表す。

上島町会計区分のイメージ



[愛媛県内市町の財政健全化比率の状況]

市町名 健全化判断比率	実質赤字比率 (%)	連結実質赤字比率 (%)	実質公債費比率 (%)	将来負担比率 (%)
松山市	—	—	9.9	101.3
今治市	—	—	16.3	122.9
宇和島市	—	—	16.7	154.5
八幡浜市	—	—	16.8	155.8
新居浜市	—	—	11.4	39.5
西条市	—	—	15.7	122.2
大洲市	—	—	22.0	165.3
伊予市	—	—	15.3	115.6
四国中央市	—	—	20.2	244.4
西予市	—	—	13.8	107.8
東温市	—	—	14.2	120.1
上島町	—	—	13.7	62.6
久万高原町	—	—	21.0	166.0
松前町	—	—	13.9	113.4
砥部町	—	—	12.1	11.5
内子町	—	—	17.5	105.3
伊方町	—	—	16.1	23.1
松野町	—	—	18.3	127.4
鬼北町	—	—	19.5	151.4
愛南町	—	—	16.4	98.7